

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

平成 28 年の参議院議員選挙において、憲政史上初の合区による選挙が実施され、合区の対象となった 4 県では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化した。

来年 7 月に予定されている次期参議院議員選挙の執行を控え、比例代表の一部に拘束名簿式を導入する改正公職選挙法が成立したが、合区の解消には至っておらず、これにより合区が固定化されることはあってはならない。

4 年後の参議院議員通常選挙までには、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

平成 30 年 11 月 15 日

全 国 市 長 会